

公園墓地管理システム導入業務委託プロポーザル

優先交渉権者選定方法

松江市が実施する「公園墓地管理システム導入業務委託プロポーザル」における優先交渉権者の選定は、下記の方法による。

記

1 審査委員会

- (1) 提出された提案書等の審査は、公園墓地管理システム導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び事務局が行う。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書等を本基準に基づき審査し、優先交渉権者と次点交渉権者を選定する。

2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は、提出された企画提案書類及び企画提案書に関するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）の審査結果から行う。
- (2) 企画提案書類の内容について、「業務委託仕様書」に記載のシステム機能、運用・保守体制、提案価格について事務局が審査を実施する。
- (3) プレゼンテーションは、別途指定する日に実施する。
- (4) 配点（合計400点）は次のとおりとする。
 - 体制・実績：50点
 - システム機能：140点
 - 運用・保守体制：80点
 - 見積（価格点）：50点

（見積＝（全提案価格のうち最低提案価格/当該提案価格）×配点）

 - プレゼンテーション：80点

※プレゼンテーションに参加した各委員が採点した点数の合計を各応募者の点数とする。
- (5) 上記により算出された合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (6) 合計点数が最も高いものが2者以上あるときは、「プレゼンテーション」の得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、「プレゼンテーション」の得点が同じ場合は、「見積（価格点）」の得点が高い者を、「見積（価格点）」も同じ場合は当該提案者またはその代理人にくじを引かせ、優先交渉権者、次点等の順位を決定する。
- (7) 評価点が満点（400点）の6割（240点）に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

3 採点方法

採点は、提案された企画の優秀性及び提案価格の低廉性を別表「採点基準表」により行う。

採点基準表（別表）

No.	審査項目	審査基準	配点
1	体制・実績	本業務の実施体制及び実績	50
2	システム機能 (必須要件)	墓園（霊苑）区画管理	140
		使用者管理	
		墓地管理料	
		その他	
	システム機能 (提案事項)	使用者の検索方法の多様化	
		メモ機能の拡充	
		市営墓地の一括管理	
		操作性・機能性・拡張性	
		業務の効率化	
3	運用・保守体制	稼働までのスケジュール	80
		保守体制（version up 対応など）	
		保守運用経費（1ヶ月分）	
4	見積	導入経費	50
5	プレゼンテーション	業務理解度	80
		説明内容の信頼性	
		提案内容の実現性	
		質問に対する対応	

※なお、保守運用経費（1ヶ月分）は、審査に使用するものであり、令和6年度以降においては、本価格を参考としながら毎年度保守運用の内容を見直し、価格を精査するものとする。